令和5年度 掛川市利用者負担額(保育料)表

		利用者負担額(保育料) (月額・円)				
階層区分			O歳児		1・2歳児	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	
生活保護世帯等 1		0	0	0	0	
市民税非課税世帯 2		2	0	0	0	0
市民税所得割非課税世帯		3	9,000	8,900	8,000	7, 900
市民税所得割課税世帯	_{所得割額} 16,200円未満	4	11,000	10, 900	10,000	9, 900
	32,400円未満	5	12,000	11,800	11,000	10, 900
	48,600円未満	6	13, 000	12, 800	12,000	11, 800
	57,700円未満	7	19, 000	18, 700	17,000	16, 800
	77,101円未満	8	19, 000	18, 700	17,000	16, 800
	97,000円未満	9	22, 000	21, 700	20,000	19, 700
	121,000円未満	10	31,000	30, 500	28,000	27, 600
	145,000円未満	11	35, 000	34, 500	32,000	31, 500
	169,000円未満	12	37, 000	36, 400	34,000	33, 500
	190,000円未満	13	44, 000	43, 300	40,000	39, 400
	211,200円未満	14	46, 000	45, 300	42,000	41, 300
	235,000円未満	15	48,000	47, 200	44,000	43, 300
	268,000円未満	16	53, 000	52, 100	48,000	47, 200
	301,000円未満	17	57, 000	56, 100	52,000	51, 200
	333,000円未満	18	61,000	60,000	55,000	54, 100
	365,000円未満	19	64, 000	63, 000	58,000	57, 100
	397,000円未満	20	67,000	65, 900	61,000	60, 000
	397,000円以上	21	70,000	68, 900	64,000	63, 000
上記世帯の内 3 ・母子(父子)のみの世帯 4 ・障がい児(者)と同居している世帯等 6 等 7 8			0	0	0	0
			4, 500	4, 450	4,000	3, 950
			5, 500 6, 000	5, 450 5, 900	5, 000 5, 500	4, 950 5, 450
			6, 500	6, 400	6,000	5, 900
			9, 000	8, 900	8, 500	8, 400
		8	9, 000	8, 900	8, 500	8, 400

備考

- 同一世帯から2人以上の小学校就学前児童が保育所等を利用している場合、第2子の保育料は半額、第3子 以降の保育料は無料となります。
 - 第1階層から第7階層は、多子計算に上記の年齢制限がありません。
 - 第1階層から第8階層の母子(父子)のみの世帯等は、第2子以降の保育料が無料となります。
- 保育料の算定について
 - ①4月~8月分 前年度(令和4年度)を基に算定 ②9月~3月分 現年度(令和5年度)を基に算定 ※幼児教育・保育の無償化により、令和元年10月以降、O歳児から2歳児の住民税非課税世帯の保育料は、 無料です。
- 3 年齢区分 (歳児) については、4月1日現在の年齢が1年間適用されます。 4 市民税所得割の額については、寄附金税額控除、外国税額控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除 など、税額から差し引く控除は適用されません (調整控除を除く)
- 5 標準時間は保育標準時間利用(最長11時間の利用)の保育料、短時間は保育短時間利用(最長8時間の
- 利用)の保育料となります。 保育料以外に実費にかかる費用を徴収する場合があります。
- 7 地域型保育は、上記保育料の 9 割 (100円未満切上) の保育料額となります。